

平成29年6月吉日

「三重の木」認証事業者 様

「三重の木」利用推進協議会  
事務局  
三重県木材協同組合連合会

「三重の木」認証事業者への支援事業の実施について（ご案内）

平素より当会の事業活動に対して、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度において、住宅等における県産材利用拡大を図るため、県産材をPRする取組を支援する「三重の木」等利用拡大推進事業を実施することとなりました。中でも、本年度におきましては、「事業者の連携に新規性がみられるもの」が優先採択されますので申請の際にはご留意下さい。

つきましては、事業を実施しようとする事業者は、所定の書式に必要書類を添付の上、申請期限までにお申し込み下さい。

記

（1）補助対象の要件

- ①一般住宅における「三重の木」認証材等の利用促進に繋がる取組であること。
- ②森林所有者や素材生産業者、製材業者、設計・建築業者等の複数の「三重の木」認証事業者が連携した取組で、県産材利用のネットワーク構築へと繋げることが出来ること。
- ③事業実施にあたり、新聞・広告等により広く一般消費者へ周知を行い、多くの来場者が見込まれるように努めること。
- ④事業実施の際には、協議会が定めるアンケートを実施するとともに、アンケート結果を集計すること。
- ⑤事業実施の際には、県産材に触れたり、森林との関わりを体感してもらうなど、創意工夫して参加者に対して一般住宅における「三重の木」認証材等の県産材を利用する意義や品質などについて分かりやすく説明すること。
- ⑥住宅の構造見学会及び完成見学会を開催する場合に使用する住宅は、「三重の木」認証材、「あかね材」認証材及び県産JAS材を過半以上使用し、その証明となるものを提出すること。
- ⑦事業実施に伴う目標を事業主体が自ら設定し、目標達成に努めること。  
その際、年度内に検証可能な目標とする。  
例えば、住宅着工数、「三重の木」取扱量の増加など

⑧事業の着手日は、当方から通知する補助金の交付決定日以降となり（交付決定日以前に着手した場合は補助金は交付されません。）本年12月末日までに事業が完了すること。

（2）補助額

補助対象事業費（40万円以内）の1/2とし、1取組（グループ）当たりの補助金額は、20万円以内とし、12取組（グループ）を上限に補助金が交付されます。

（3）補助対象経費

- ①印刷製本費（イベントの告知等のパンフレット、チラシの印刷）
- ②普及宣伝費（イベントの告知等の経費）
- ③謝金（PRイベント開催に必要となる講師等への謝金）
- ④使用料及び賃借料（会場、体験ツアーのバス代等の借料等）
- ⑤需用費（消耗品費等）
- ⑥旅費（講師の旅費）
- ⑦役務費（通信運搬費、手数料）
- ⑧人件費（事業の実施に要する人件費で補助対象経費の1/2以内）

<注>飲食費は補助対象経費となりません。

（4）その他留意事項

- ①パンフレット作成などの経費については、イベントの来場者数等を勘案のうえ、適正な数量（単価）で積算してください。なお、過大と思われる場合には補助金額を減額する場合がありますのでご注意ください。
- ②人件費は、支払い対象者の日当たり単価を積算の上、計上して下さい。
- ③その他不明な点がある場合には事務局に適宜相談してください。

（5）補助金の交付申請方法

- ①申請期限 第1次募集 平成29年6月末日まで
- ②申請方法 事業実施計画書（様式1）、事業内訳書（様式2）、申請事業者役員等一覧表（様式3）に必要事項を記載の上、関係書類を添付して、「三重の木」利用推進協議会（三重県津市桜橋1丁目104番地 三重県木材協同組合連合会内）宛に提出する。

（6）補助対象者の決定

申請書類を審査の上、決定致します。